

## ◆ 財政健全化計画と公営企業経営健全化計画

市では、将来負担の軽減と財政の健全化を図るため、**繰上償還**を行っています。具体的には旧資金運用部・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の、年利5%以上で借り入れをしている地方債が対象です。

この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画などを策定し、国の承認を受けることが必要です。

このため、普通会計の財政健全化計画と特別会計や企業会計による公営企業経営健全化計画を策定しています。これらの計画は、平成19年度から今年度までの5年間について、公債費負担の健全化や、料金水準・定員管理の適正化などを図り、財政状況または経営状況の見直しを行うもので会計ごとに策定しています。

昨年度と今年度に繰上償還を行う**農業集落排水事業特別会計**について、新たに平成26年度までの延長計画を策定しました。

### ◇ 延長計画策定状況

会計	項目	収入の確保		経営の効率化
		処理区域内人口(人)	収納率(%)	汚水処理原価(円/㎡)
農業集落排水事業特別会計	計画前年度(平成21年度)	13,760	95.0	220
	計画最終年度(平成26年度)	16,360	96.5	181

収入を確保するために**処理区域内人口**(下水道が整備された区域内の人口)を増やし、(下水道使用料金の)**収納率**を上げる計画です。

**汚水を処理するための原価**を下げ、経費を減らす計画です。

## ◆ 繰上償還額および将来負担軽減額について

平成19年度から平成21年度にかけて市全体で約40億2,000万円の繰上償還を実施した結果、市全体で約2億5,400万円の支払利息を軽減することができました。

平成22年度および平成23年度は、**農業集落排水事業特別会計**で約1,800万円の繰上償還を行う予定です。

### ◇ 平成19年度から平成21年度までの実施状況

#### 【普通会計】

会計	繰上償還額(万円)	将来負担軽減額(万円)
普通会計	75,587	10,620

#### 【特別会計】

会計	繰上償還額(万円)	将来負担軽減額(万円)
簡易水道事業特別会計	5,396	123
農業集落排水事業特別会計	11,927	3,286
公共下水道事業特別会計	1,254	431

#### 【企業会計】

会計	繰上償還額(万円)	将来負担軽減額(万円)
水道事業会計	305,057	10,447
病院事業会計	2,838	538

※詳しくは、財政課・各支所振興課に設置の資料または市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 財政課 ☎ 22-9608 FAX 22-9694

# 財政健全化計画

公的資金補償金免除  
繰上償還による

などの状況を公表します

### 公的資金補償金免除 繰上償還とは

繰上償還とは、以前に借り入れた市債(借金)を予定の償還期日より早く返済することです。

公的資金を繰上償還する場合、これまでは償還期限までの利子相当額を「補償金」として支払う必要がありました。しかし、平成19年度から3年間は一定の要件を満たすことにより、補償金を支払うことなく繰上償還ができる制度が創設され、特に高い利率のものを返済することで支払利息の負担を軽減することができるようになりました。

このたび、この制度が平成22年度から3年間にわたり期間が延長され、要件についても見直しが行われました。

## 伊賀市環境審議会

### 委員追加募集

広報いが市2月15日号で「伊賀市環境審議会委員」を募集しましたが、予定人数に達しませんでしたので、追加募集します。



#### ◇目的

生活環境および自然環境の保全に関する基本方針の樹立・推進、公害の予防ならびに防止対策や被害対策、自然環境の保全対策などにつき、市長の諮問に対し調査審議します。

#### ◇募集人数 2人

#### ◇任期 2年(6月1日～平成25年5月31日)

#### ◇応募資格 (①～③のすべてに該当する人)

- ①市内在住で20歳以上70歳未満の人
- ②市議会議員および市職員でない人
- ③年5回程度の会議に出席できる人

#### ◇応募方法

環境に関するあなたの考えを1,000字以内にとりまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、郵送・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

#### ◇応募期限 5月2日(月)午後5時必着

#### 【応募先・問い合わせ】

〒518-1155

伊賀市治田3547番地の11

伊賀市人権生活環境部環境政策課

☎ 20・9105 FAX 20・9107

✉ kankyouty@city.iga.lg.jp



## ～ 各種補助事業の紹介 ～



### ▶ 生ごみ処理容器購入費補助金制度

家庭から出る生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器の購入を推奨しています。

※購入後、3カ月以内に申請してください。

#### ❖ 補助の対象となる人

- ①市内に住所のある人(世帯主であり市税を完納している人)
- ②自らが所有または賃借などにより管理する家屋・土地に自費で設置する人(良好な状態で維持管理できる人)

#### ❖ 補助対象となるもの

～購入額の3分の1を補助～

#### ○ 電動式処理容器

(上限20,000円)

1世帯につき1基まで(交付日から6年経過した場合は再申請できません。)

#### ○ 非電動処理容器

(上限3,000円)

1世帯につき2基まで(交付日から3年経過した場合は再申請できません。)

### ▶ 資源再利用物回収奨励金制度

環境学習の一環として再生利用可能な廃棄物の集団回収を計画・実施し、環境問題に関する意識向上を図るため、実績をあげた登録団体に対して奨励金を交付します。

#### ❖ 補助の対象となる団体

- ①児童福祉法による学校教育関係団体
- ②障害者基本法による団体

#### ❖ 補助の対象となるもの

～種類別の回収量1kgにつき3円を支給～

- 新聞紙、雑誌などの古紙類
- 古着、ポロ布などの古布類

### ▶ 集積場整備事業補助金制度

地域の環境整備および収集の効率化を図るため、集積場の新設または改修を行う場合、事業費の一部を補助します。

※工事着工までに申請が必要です。事前にお問い合わせください。

#### ❖ 補助の対象となる事業

- ①区または自治会が行うごみ集積場の新設
- ②区または自治会が管理しているごみ集積場の改修

#### ❖ 補助の対象となるもの

- ～事業費の2分の1を補助～
- 新設(上限200,000円)
- 改修(上限85,000円)

### ※乾電池の分別を変更しました。

#### ～北部地区の分別種別を変更～

これまでは「金属類」として回収していましたが、発火の危険性があるため、4月から新たな種別「ガラス・せともの・乾電池」として回収します。

収集日など詳しくは、広報いが市3月1日号と同時配布の「平成23年度 資源・ごみ収集カレンダー」をご覧ください。



#### 【問い合わせ】

清掃事業課

☎ 20-1050

FAX 20-2575

伊賀支所住民福祉課

☎ 45-9104

FAX 45-9120

島ヶ原支所住民福祉課

☎ 59-2109

FAX 59-3196

阿山支所住民福祉課

☎ 43-0333

FAX 43-1679

大山田支所住民福祉課

☎ 47-1163

FAX 46-1764

青山支所住民福祉課

☎ 52-3227

FAX 52-2174